

令和7年度飯豊町次世代モビリティシステム開発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の福祉向上を目的として、公共交通機関等が不足する本町の交通事情の改善を図るための取組の推進に資する企業等（以下「企業等」という。）に対し、地方創生応援税制による寄附を原資として次世代モビリティシステムの開発事業を実施する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「次世代モビリティシステム」とは、自動走行など新技術の活用やMaaS (Mobility as a Service) などの施策連携により、本町が抱える高齢化や交通事情等の課題解決に資する、利用者ニーズに即した新しいモビリティサービスのモデルをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる企業等は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本補助金を活用して行う事業（以下「補助事業」という。）について、国、地方公共団体その他の団体又は機関から重複する内容の補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 国税、地方税等の全ての公的な納付金に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表のとおりとする。

- 2 算出された補助金額の合計に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助限度額)

第5条 補助限度額は予算の範囲内とし、別に定めるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める日までに、令和7年度飯豊町次世代モビリティシステム開発事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 国税及び地方税の納税証明書（未納税額のない証明用）
- (3) 事業の概要を示す図面、見積書、参考図書等
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書及び定款の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

- 2 申請者は、補助金の交付申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法

（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第7条 町長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと決定したときは、令和7年度飯豊町次世代モビリティシステム開発事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付することが不適当と決定したときは、令和7年度飯豊町次世代モビリティシステム開発事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 町長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（変更承認の申請等）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者が、補助事業の内容又は経費の変更をする場合、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ令和7年度飯豊町次世代モビリティシステム開発事業費補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その結果を令和7年度飯豊町次世代モビリティシステム開発事業費補助金変更（中止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（経費の配分等の軽微な変更）

第9条 前条第1項に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

（1） 補助事業の目的達成に支障をきたすことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない細部について変更を行う場合

（2） 補助対象経費の20%以内の額を変更する場合

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、令和7年度飯豊町次世代モビリティシステム開発事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添え、当該補助事業が完

了した日から30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了明細書（様式第8号）
 - (2) 経費の区分及び金額を確認できる書類（契約書、支払明細、領収書等）
 - (3) 事業実施状況を撮影した写真等
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、補助事業実績報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、令和7年度飯豊町次世代モビリティシステム開発事業費補助金状況報告書（様式第9号）及び事業実施明細書（様式第10号）に関係書類を添えて町長に報告した上で、町長が、補助事業の遂行上特に必要があると認めたときは、補助事業の実施状況に応じた額の補助金を、交付決定した額の4分の3の範囲内で概算払することができるものとする。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、第11条に規定する補助金の額の確定通知を受理した場合は、速やかに令和7年度飯豊町次世代モビリティシステム開発事業費補助金精算払請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、前条ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、令和7年度飯豊町次世代モビリティシステム開発事業費補助金概算払請求書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消等）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは変更し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 法令、規則又は町長の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 申請者が、当該補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合
- (3) 国税、地方税等の全ての公的な納付金に滞納があった場合

（財産処分の制限）

第15条 本事業により取得した取得価格が20万円以上の機械器具、備品等は、規則第22条第2号及び第3号に規定する町長が指定する財産とする。

2 規則第22条ただし書の規定により町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関

する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第22条の規定により町長の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請をしなければならない。

4 町長は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付させることができるものとする。

（成果の報告）

第16条 申請者は、町長が必要と認めるときは、事業の成果による収益等について報告しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月16日から施行する。

別表

補助対象経費	具体例
委託費	補助事業の実施に要する外部機関等への委託費
謝金	外部有識者に対する会議等出席謝金、本事業の協力等に対する謝金
人件費	補助事業に直接従事する代表者、構成員等の人件費 ※人件費に計上できる額は、雇用契約等に基づき算出された人件費等の単価に、構成員等の全勤務時間に対し補助事業が占める割合を乗じた額とする
機械器具類及び備品等の購入費	補助事業の実施に要する機械器具類、備品等
消耗品費	補助事業の実施に要する消耗品費
通信運搬費	補助事業の実施に要する通信運搬費
印刷製本費	補助事業の実施に要する印刷製本費
旅費	補助事業の実施に要する旅費